

令和7年度 環境清掃軽作業委託契約に関する仕様書

(長期継続契約)

1 目的

本仕様書は、環境清掃軽作業（以下「業務」という。）の概要を示したものであり、業務を行うに当たっては、本仕様書に従い、実施するものとする。

2 委託内容

業務の内容は、うるま市内のポイ捨てゴミ、不法投棄ゴミ等の回収及びゴミ散乱場所の清掃を行うものとする。

3 委託業務の履行

業務を行うに当たっては、本市の定める仕様書に従って誠実、完全に業務を履行すること。

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（長期継続契約）。

5 清掃区域

本市と受託者の協議のもとに定める。

6 委託業務の内容

- (1) 作業場所は、具志川地域・石川地域・勝連地域及び与那城地域とする。
- (2) 業務の日時については、2時間、週3日以上とする。ただし、天候等諸事情により清掃作業を行うことが出来ない場合は、本市と調整を行うこと。
- (3) 清掃作業場所については、本市から指示のあった場所を行うものとする。
- (4) 清掃作業のごみ処理（運搬作業）については、本市に連絡を行い、指示を仰ぐものとする。
- (5) 業務前、業務後の現場状況写真を収めておくこと。

7 業務従事者等

従業員は軽快に動作できる服装とし、質素で清潔を心がけなければならない。

8 機材等

- (1) 作業に必要となる車両等は、受託者で準備すること。
- (2) 作業車両は、十分な日常点検を行うこと。
- (3) 業務に使用する車両は、受託の負担により、任意保険に加入すること。

9 器具及び消耗品等

業務に使用する必要なごみ袋、器具及び消耗品等は全て受託者で準備すること。

10 業務履行における注意義務

- (1) 受託者は、作業員に対して業務における①安全作業に関すること、②作業内容に関すること等の教育、指導を行うこと。
- (2) 業務開始後も(1)の教育、指導を定期的に行うこと。
- (3) 業務開始前には、作業員の健康管理を十分に行うこと。

11 市民対応

受託者が市民等から本作業に関する相談等を受けたときは不法投棄対策室へ連絡を行い、指示を仰ぐこと。

12 報告事項

- (1) 作業中における事故等が発生した場合は、直ちに本市に報告しなければならない。
- (2) 事業所所在地及び連絡先等に変更があった場合は、速やかに報告を行うこと。
- (3) 業務を行ったときは、翌月の5日までに本市に清掃日時、清掃場所、作業人数及び作業内容等の実績をとりまとめ報告をしなければならない。ただし、令和7年12月分実績報告については、令和8年1月9日までとする。
- (4) 業務の作業前、作業後の状況確認写真を収めておくこと。
- (5) 業務履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

13 損害の負担

業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む）に関して、本市は一切の責任を負わない。

14 契約・支払方法

原則、毎月末を締切日とし、受託者の請求により支払う。

15 業務不履行の際の契約解除及び変更

- (1) 受託者の自己責任により、業務を怠った場合、あるいは、業務を履行しなかった場合は、本市は受託者に対して契約の解除ができるものとする。
- (2) 受託者が次のいずれかに該当するときは、本市は契約を解除し、又は委託料を減額することができるものとする。
 - ア 仕様書に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき。
 - イ 適正な業務の実施を確保していないとき。
 - ウ 本市が業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、これに従わないとき。

16 市民への配慮等

受託者は、地域貢献や社会貢献に努めること。

17 特約事項

- (1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (2) 前項の規定により受託者に損害が生じたときは、本市は、受託者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、協議により定めるものとする。